

## アクト通りUD施設見学実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、身近なユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）に触れ、様々な人への配慮を学ぶことで、誰もが安心安全で快適に暮らすことができる社会を築くため、アクト通りのUDを見学する事業（以下「アクト通りUD施設見学」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (講師)

第2条 当該施設見学における講師については、浜松市UD学習支援ガイド派遣要綱に基づいて登録されたUD学習支援ガイドが担うものとする。

### (対象者)

第3条 アクト通りUD施設見学は、市内の学校に対して行う。

### (申込等)

第4条 アクト通りUD施設見学を申し込む者（以下「申込者」という。）は、「アクト通りUD施設見学申込書（第1号様式）」を、市長に提出するものとする。提出期限は別に定める。

- 2 前項による申込があったときは、市長は実施の可否を決定し、申込者に対し「アクト通りUD施設見学承認（不承認）通知書（第2号様式）」により、その結果を通知する。
- 3 前項の実施の承認について、市長は、申込者に対して必要な条件を付することができる。

### (講師への依頼)

第5条 承認されたアクト通りUD施設見学について、市長は、担当する講師に対し「アクト通りUD施設見学講師派遣依頼書（第3号様式）」により依頼する。

### (講師の業務)

第6条 市長は、実施ごとに派遣する講師を総合担当、主担当、副担当に振り分けるものとし、講師はそれぞれに定められた業務を行う。

- 2 総合担当の業務を次の各号に定める。
  - (1) アクト通りUD施設見学の統括
  - (2) 必要な機器の借用及び返却
  - (3) 「アクト通りUD施設見学実施報告書（第4号様式）」の提出
  - (4) 市との連絡及び調整
- 3 主担当の業務を次の各号に定める。
  - (1) 現地でのUDの説明及び先導
  - (2) 児童及び生徒の安全面の確保
- 4 副担当の業務を次の各号に定める。
  - (1) 前項第1号で定めた説明の補助

(2) 児童及び生徒の安全面の確保

(実施の制限等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは実施しない。

- (1) この事業の目的に反すると認められたとき。
- (2) 講師が確保できないとき。
- (3) 猛暑、荒天等で児童及び生徒の安全面が確保できない恐れがあるとき。

(変更等の連絡)

第8条 第4条第2項の規定により承認の通知を受けた者は、実施日時、実施内容、その他申込事項に変更があったとき、又は施設見学を中止しようとするときは、変更や中止の事実が発生した時点で、速やかに市に連絡しなければならない。

(報告)

第9条 派遣された講師は、施設見学終了後速やかに、「アクト通りUD施設見学実施報告書(第4号様式)」を、市長に提出する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。